

第3回 地方公共団体の機関

・議会

1. 必置機関

憲法 93 条 1 項と自治法 89 条の関係

町村総会という制度の存在 (94 条)

2. 選挙関係

(1) 選挙権・被選挙権等

(2) 電子投票 Cf. 可児ショック・最決平成 17 年 7 月 8 日判例地方自治 276 号 35 頁

(3) 特例選挙区 Cf. 最判平成 12 年 4 月 21 日 (自治百選 54 事件)

3. 権限

(1) 議決権

(a) 必要的議決事項 (96 条 1 項)

立法事項のほか、重要な行政上の意思決定も行う。

議会の議決を経ないでなされた行為は無効とするのが判例の大勢。

(b) 予算

増額修正が可能であるが、長の予算提出権を侵すことはできない (97 条 2 項)。

減額修正については明文の規定はないが当然に可能との解釈

(c) その他の法令による議会の権限

(d) 条例による議決事項の追加 (96 条 2 項)

行政計画の策定・改廃を議決事項とする条例の増加

(e) 法的効果のない決議・・・政治的效果のみ

(2) 検査権・監査請求権

(a) 1991 年自治法改正 機関委任事務の対象化

(b) 1999 年地方分権改革 機関委任事務の廃止、法定受託事務は引き続き対象外

(3) 調査権

(a) 100 条調査権

(b) 参考人制度 1991 年自治法改正

(4) 不信任決議 Cf. 田中前長野県知事の選出

4. 本会議

(1) 会議の種類・回数・・・定例会と臨時会

(2) 本会議中心主義

(3) 議会の解散・・・ 不信任決議 住民による解散請求 自主解散

5 . 議会事務局 ? 専門的能力の育成強化、執行機関からの独立性の確保

6 . 議会の運営

(1)情報公開

(2)環境整備 女性や勤労者の立候補のために

. 執行機関

1 . 執行機関概念

(1)行政官庁法理

(2)事務配分的機関概念

2 . 多元主義と一体性の原則

(1)執行機関の多元性

(2)総合行政

3 . 長

(1)地位 . . . 多選の弊害の問題

(2)権限

(a)議案提出権

(b)権限の委任

(3)首長部局 . . . 内部組織の自主編制権

(4)補助機関 ? 新制度 = 副市町村長 + 会計管理者

(5)議会との関係 . . . 再議請求権、再議に付する義務

. 委員会および委員

1 . 意義

2 . 必置機関

3 . 執行機関法定主義

4 . 長との関係

5 . 委員の選任方法

6 . 委員会の組織

7 . 監査委員および外部監査